

森末義彰氏文書館落成記念講演原稿

史料保存の現状と将来

史料が保存される条件

古文書と古記録は、歴史研究の根本史料として、あたかも車の両輪の如く考えられると共に、私達の祖先が残してくれた貴重な文化遺産の一つとも言はれている。今日わが国に残っている古文書や古記録の数は、到底数へ切れない程で、日本は世界中でも古文書に恵まれた国ではないかと思う。私達の祖先は、少なくとも千数百年前から大陸の文化を摂取し、漢字を紙や木簡に墨で書き、それで自分の意志を伝えたり、何かの事柄を記録する事を始めていた。

例えば正倉院に保存されている古文書の中には、大化革新後、班田収授の台帳として作製された戸籍や租税関係の台帳ともいべき計帳や正税帳（正税出納を記載）など、古いものでは大宝二年、即ち大宝律令が発布された翌年、西暦七〇二年頃からのものがある。

そのほかにも、最近平城京や藤原京の発掘が行はれ、多数の木簡が出土している。これは藤原宮や平城宮で、小さい木の札に簡単な用件を書き、役所間の連絡等に使ったと思われるものであるが、一か所からまとまって出土しているので、恐らく使用ずみのものが廃棄され、一まとめにして棄てられたものであろうと言はれている。

これらの例によって考へて見ると、戸籍や計帳などは、行政上の必要からある期間保存しておく必要があったので、それが不用にな



森末義彰氏(昭和40年頃)

った後もそのまま後に伝へられる事になったと思われるし、木簡の場合は、頭初の目的が果されて、もう保存の必要もないで一旦廃棄されたが、偶然にもそれが木に墨書されていたため、土中で千数百年の歳月に耐えて今日に残ったものである事が分る。この様なケースは、何時の時代にも見られる所であって、古文書や古記録、即ち史料が保存される二つの重要な条件ということができる。即ち史料には、必然的に保存さるべき理由があつて保存されたものと、何か偶然の機会が作用して保存されたものの二種類があることが考えられるのである。

家、組織の存立に関する文書・記録

そこでまず前者の場合について考えて見よう。保存さるべき理由には色々な場合があるが、第一に個人の場合であれば家、或は集団的なものとしては神社とか寺の様な信仰に関する組織、こういうもの、由緒、言葉を換えて言うならばその成立や歴史を物語るものがあげられる。家とか寺社といったものは、太平洋戦争以前までは、日本人の生活の基盤になっていたもので、そこには今日の常識では考えられない尊厳と言ったらよいか権威といったらよいか、そういうものがあった。もっと古く遡ると、家長、主君、將軍、或は天皇といった様に、日本の社会を堅に結ぶ大きな絆になっていたわけで、家の存立は家を構成する家族の利害よりはるかに優先するものと考へられていた。この傾向は中世から近世にかけて特に強いものがあった。

南北朝時代と言えば鎌倉幕府の滅亡後、朝廷が南朝と北朝の二つに分れ、北朝の背後に足利氏が居て南朝に対立し、十四世紀の中頃、半世紀に余る内乱が続いた時代であるが、この時代の公家の身の処し方は、当時の家に対する人々の考え方をはつきり現わしていて面白い。公卿は天皇に仕える事が、その祖先以来の仕事であった。ところが朝廷が二つに分れ、南北両朝が対立すると、南北朝何れか一方だけに仕えておれば、どちらか敗れ去った場合、下手をすると家も一緒に亡びてしまう。それでは元も子もなくくなってしまう。そこで自然とうまい方法を考え出したのである。一軒の家に兄弟がいると、兄の方は家の系図を持って南朝に仕える。弟の方は先祖相伝の所領に関する文書を持って北朝側に残る。こうしておけば南北両朝のどちらがつぶれても、自分たちの家は残るというわけである。すべての公家がそうであったとは言えないが、この様な動きは、当時の公家の社会では一般的なもので、忠義も大切であるが、それも家が存続した上でのこと、家をつぶしてまでの忠

義はあり得なかつたのである。

これは公家ばかりでなく、武士の方はもつと徹底していた様である。武士が南朝の召に応じ、或は北朝方に馳せ参じたのも、何れも戦功を立て、本領を安堵して貰い、その上にまだ恩賞に預ろうと言うのが最大の目的であったわけで、この頃の武士の家の文書には、大抵軍忠状とか手負注文といったものがあるのが普通である。これは戦争があると、自分の一族郎等の戦功を書き上げて、自分の属している大将の証判——戦功を証明するための証認の書判を書いて貰って、後に恩賞を請求する証拠書類にしたもので、戦死や重傷はまだしも、中にはどこかを一寸槍でつかれたとか、刀疵を受けたとか些細なかすり傷まで書き立てるのが普通であった。この様に公家でも武士でも家は大切なものの、何物に代えてでも守るべきものと考へられていたわけである。

従つて家に関する古文書を初めとして系図や、後になると家の成立や歴史を物語る由緒書なども大切に保存されたし、寺や神社などでは古文書のほかに縁起のようなものが、重要な保存の対象になって、どんな小さな寺社にも一つや二つの縁起のない所はないという有様であった。埼玉県にもこの様な縁起が沢山残っており、県史編集の際集められて埼玉叢書¹⁾第三巻にこの縁起類が一まとめにして出版されている程である。しかしこれは埼玉県だけでなく、全国的な現象の一つともいいうことができる。

土地に関する文書

第二には家や寺社などが存立していくための経済的基礎になった所領、即ち土地に関する文書は、古来最も大切な保存の対象とされてきた。土地がどんなに大切なものと考へられて来たか。皆さんの中には農村出身の方があると思うが、農家の自分の土地に対する愛着——というよりむしろ執着といった方がよい位深いものがあることを、身を以て感じら

れた方があるのではないかと思う。この様に自分の土地、自分の育った土地に対する愛着の心は、日本人だけでなく、どこの国の民族でも、農業に携っている者は誰でも同じであろうと思う。

それにしても、日本の経済の基礎は、極最近まで農業にあり、水田からとれる米が経済の中心になっていたわけであるから、その米を生産する土地——即ち所領に対する関心は、家に対する関心と同様、日本人にとって最も深刻なものであったということができる。この自分たちの経済生活の基盤になる土地、財産といったらよいか、古くは所領、これを保証する証拠となる古文書が、重要な保存の対象になったことも亦言うまでもない。これは何時の時代でも同じで、所領に関する古文書は、家に関するそれとともに最も大切なものと考えられ、最も重要な保存の対象となって来たのである。古文書が保存されて来た理由としては、この他にもまだ種々の条件を考えられるが、中でもこの二つが最も一般的なものであったといえよう。

これを実際の場合にあてはめて、埼玉県と深い関係を持っている熊谷家文書を例にとって考えて見よう。熊谷氏は御承知の通り、県北の熊谷市に当る熊谷郷を本領とする桓武平氏系の武蔵武士で、蓮生坊直実の名は、少々年配の方であれば誰でも知って居る所である。吾妻鏡によると（寿永元、五、五）、熊谷郷は熊谷氏先祖相伝の所領であったが、一時一族の久下権守直光の押領する所となっていた。直光は早く父を失った直実（二才）を引取って養育してくれた人であったが、直実はこの人とうまくいかず、京に上って平氏に仕へていた。しかし源頼朝の挙兵を聞くや急ぎ馳せ参じ、常陸の佐竹秀義追討に勳功を立てて、寿永元年頼朝から本領熊谷郷の地頭職を安堵されたという事になっている。吾妻鏡には、特にこの時頼朝から与えられた下文をのせてているが、この下文はその体裁の上から見てどうしても本物とは思えないで、恐らく偽文書であろうと言はれている。この文書は、

今日残っている熊谷家文書の中には見当らない。直実はこの後義経の麾下にあって平家追討の軍に加はり、一谷の合戦で、平家の公達敦盛を討取った話は、平家物語に書かれてついに世に知られている。

その後建久三年久下直光と久下の境界を争った時、頼朝から種々尋問せられたがうまく弁明することができず、然も梶原景時が直光をかばったため、裁判に負けそうになったのを怒って、裁判がまだ終らないのに、調度文書——とあるから訴訟の証拠書類であろう——それを巻いて簾の中に投げ込み、座を立って控所で髪を切り、再び殿の御前へは出ないと言い放ち、自宅にも帰らずそのまま京都に上り、黒谷の法然上人の許で出家し、蓮生と称した話も、吾妻鏡や法然上人絵伝にも書かれて広く世に知られている。いかにも鎌倉武士らしい直情径行の人であった様である。

直実の子小二郎直家は、頼朝の奥州藤原氏征伐の時戦功を立てた事が吾妻鏡に見え、その子平内左衛門尉直国は、承久の変に近江の勢多で討死した。恐らくその戦功によってであろう、子の千虎丸直時に、承久三年九月六日安芸国三入庄の地頭職が与えられた事が、熊谷家文書に見える。熊谷家の系図によると、直時の所に「三入庄はしめてたまわり、此ときくたりはしめて、又於熊谷七十三歳にして死去、弘安三年五月廿五日寅刻死」、とあるから、直時はまだ熊谷に住んでいたものと思はれる。その後直時の子二郎直高の所を見ると「弘安七年七月十三日巳時死、三入上村ニ而うち死」、とあって、この頃から鎌倉時代の末にかけて熊谷氏の本拠は武蔵から安芸に移ったものであろう。

室町時代にも熊谷郷は熊谷氏の所領ではあったが、恐らく安芸が本拠になってゐたらしい。この熊谷家に伝えられた文書は、「兵衛尉（小二郎）直家至図書助直時一卷」以下「彦四郎直光一卷」「尾張守直経二卷」「尾張守宗直至二郎三郎元直一卷」「伊豆守信直至豊前守元直二卷」「丹後守元貞至帶刀就実一卷」「支族二卷」都合文書十卷、他に江戸時代初期に

作られたと見られる系図一巻を加えて二五六点に及ぶもので、一応一流の文書ということができる。

いまその大体の内訳を見ると、家に関するものとして、系図、由来等八点、着到状、軍忠状等軍事関係四九通、歳暮その他贈答関係三三通、受領、加冠等一三通、その他二〇通で計一二四通。それに所領関係のものとして、安堵状、下知状、宛行状等公的のもの七九通、譲状、置文、^{さり}去状等私的のもの二二通、訴訟に関する申状、和与状等三二通と、計一三三通で、家関係のものと所領関係のものがほど相半ばしている。熊谷家が鎌倉時代から近世初期までの長い期間に亘って受取った文書は、到底これ位の数ではなく、もっともっと多かった事と思はれるが、後々の証拠や何等かの必要性から保存されたのがこの二五六点で、江戸時代に誰か整理して文書を十巻の巻物に仕立てたもの、様である。

現在この文書も熊谷氏が熊谷から安芸の三入庄に移り、後毛利家に仕えたため、現在では山口県に在住するその子孫の家に保存されていて埼玉県にはない。話によると熊谷家の当主は工業高校の先生で、お年寄のお婆さんが居て非常に大切に保存しているというので、現在の所散逸の心配はない。しかし、郷土のものは郷土へ——何時の日か、直実が本領としたこの埼玉県へこの文書が帰り、この文書館に保管される日が来ないものだろうかと、この立派な文書館の設備を見ながら考へたことである²⁾。

中世文書の調査と現存数

というのは、埼玉県は史上に著名な武藏七党発祥の地でありながら、その中には熊谷氏や肥後国野原西郷の地頭になって九州に下った小代氏の様に、早く鎌倉時代にすでに遠い地方に移ったものもあるし、又武藏に残ったものも、その後南北朝から室町、戦国時代にかけて戦乱の中に亡び去ってしまい、それらの家の歴史を伝える古文書も多く失われてしま

うという有様で、その点他の地方と較べてあまり恵まれていない。それでも県内に現存するものの寛永以前で千点近くあり、その大部分は、図書館で出した「埼玉の中世文書」に収められている。

(前略)私は十年程前、東京大学の史料編纂所の諸君を中心に、関東各県の大学や文化財関係の方々の協力を得て、文部省の科学研究費によって関東地方各県の中、埼玉、群馬、茨城、千葉、山梨県の史料調査を行ったことがあるが、本県では、寛永年間以前の古文書は、千点にも満たない有様であった。これは全国平均から見て決して多いとは言へない。それでも幸なことに、これらの文書は、その後県立図書館から「埼玉の中世文書」として写真集の形で出版され、学界からも好評を博している。この様な方法で文書集の出版が行われたのは、関東では埼玉県が最も早い方ではないかと思う。」

(前略)これまで中世の古文書の保存の条件について話してきたが、現在日本にはどの位古文書が保存されているだろうか。正確なことは分らないが、昭和の初めに史料編纂所で影写された古文書の数を調査した事がある。古い影写本を見ると、冊尾にこの冊何点と記してあるが、その調査の結果、三十万に近い数が数へられた事を記憶している。大体史料編纂所に写されている古文書は近世初期以前のものが多いが、地方を採訪して歩くと、史料編纂所に写があるものと同じ位の数の未採訪のものが発見できるし、東寺とか高野山その他大きな寺社にもまだ未採訪のものが相当数あると思はれるから、日本国中を通じて江戸初期以前の古文書だけでも百万通は下るまいと思う。」

近世文書の状況

それが近世に入るともっともっと、もう数へ切れない程厖大なものになる。これには種々の条件があげられるが、一つには近世になって文化が庶民社会に普及し、紙の生産も

高まってきて紙が貴重品でなくなった事や、庶民の生活にも文書や記録が必要になってきたなど、さまざまな理由が考えられる。この近世の史料の量たるや、全国的に言って厖大な数に上り、近世で史料と言へば、この地方史料を指しているといつても差支えない程である。

これらの地方史料も、中世以前の史料と同様に、家や土地に関するものや、名主その他村方役人の役目柄に関するものが最も多量に残っている所を見ると、それらが保存の主要な対象となっていた様である。しかしその量は極めて多く、全国的にそれを整理したり、分類したり、保存する事はなかへ容易ではない。戦後まもなく文部省は、学界の要望を容れて史料館を設置し³⁾、庶民史料の散逸を防止し様としたが、初め考へた程の成果は上っていない。この史料館と前後して故野村兼太郎博士を中心に、近世庶民史料の所在調査が、文部省の科学研究費によって全国的に始められたが、これも数冊の所在目録を作製する丈が精一杯であった⁴⁾。

明治以後の家による保存

この様に、日本には私達の祖先が残してくれた古文書や記録がまだまだ沢山ある。そしてこれらの史料が保存される拠り所となったのは前述した様に家を尚び家のためにという考え方からであった。先祖から代々伝えてきたものを大切にする事は、家を大切にする事につながっていた。

明治維新後公家や大名華族が貧乏すると、まず家具とか骨董品の売立をやって財政を建て直した場合が多いが、その家に伝わる文書や記録に手をつけた例はまずないと言ってよかったです。例へば摂関家の筆頭近衛家では、元々余り裕かでなかったのに、公爵としての体面を保ち、篤磨、文磨と二代に亘って、支那問題や政治に手を出したため、財政が窮乏し、明治以来何度か道具類の売立てを行ったが、平安朝以来伝えて来た文書や記録には全然手

をつけず、最後まで守り通し、戦争中財団法人陽明文庫を設立して、その保存を完了している⁵⁾。

しかし総ての公卿や大名華族がそうであるとは限らない。しかも太平洋戦争の敗戦後の日本では、新しい民法によって家に対する考へ方は一変してしまい、先祖以来相伝の文書などを保存しようなどというものはほとんどなくなってしまった。その上戦後の経済界の変動は、公卿や大名華族の特権や財産を崩壊させてしまったので、かれらはこれまで家の名によって売る事を抑えられていた相伝の文書類を筈の皮をはぐ様に売払って、それを生活費に充てるという有様であった。しかし、家の観念がなくなったからといって、何百年もの昔から先祖が大切に保存してきたものを、そう簡単に手放してよいものだろうか。

誰が保存の任に当るのか

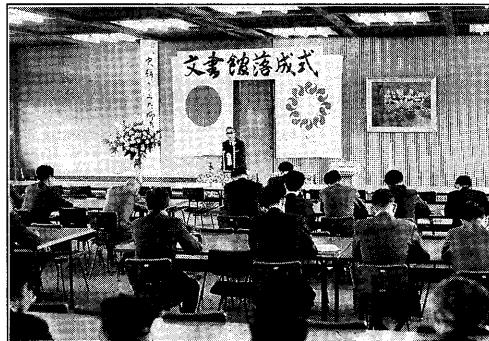
私は誰かこれまで保存の任に当ってきた家に代って、この貴重な歴史史料を保護するものがある筈だと考えた。その頃私は学術会議の会員でありましたので、学術資料としての歴史史料を何とか国の手で保存する方法を考へてほしいと、総会で提案したことがある。幸にそれが採択されて学術資料委員会ができたが、思ふ程の効果は上らなかった。しかし、戦後から今日に至るまで、文化財保護委員会、国会図書館、宮内庁書陵部、国・私立大学や研究所で国費や或は国費の補助を受けて古文書を買入れ、その保存と学術的利用の途を講じているものは極めて多い。しかし、それは大部分中世以前のものや、大きくまとまつた藩の記録などが主で、片々たる近世の地方の史料は、史料館の僅かな購入予算に支えられているだけで、それ以上は到底救いの手が及ばない状態である。

國の力が及ばないとなると、次に頼りになるのは地方自治体である。地方自治体が少しでも関心を示してくれれば、國の力の及ばない多くの地方の史料の散逸を防ぐことができ

文書館落成式 昭和44年5月19日



当日の県立図書館



講演中の森末氏



小野文雄氏来賓祝辞



受付の様子



栗原浩知事(右)と上野茂前図書館長

るわけである。幸なことには、最近地方で県史や市町村史などの編さんが流行し、地方の史料に対する関心も高まり、県史などでは通史の他に必ずしも史料篇がつく様になってきた。これは大変結構な事であるが、もう一步進んで、そのもとになった史料の保存についても真剣に考へて貰いたいものだと思う。

文書館の誕生

中には山口県の様に早く文書館を発足させた所もあるが、これは名前だけで建物はない様だし⁶⁾、長崎県立図書館もすぐれた郷土史料を沢山持っているのに、書庫は県立図書館の貴重室だけという有様であったが、最近図書館の書庫を屋上に一階建増して、それを史料館にしたという事である⁷⁾。関東では神奈川県でかなり大規模な文化資料館の企画が進行中で、これは昭和四六年度に完成するということである⁸⁾。内容は本県の文書館と博物館と一緒にしたもの、様である。

この様な状況の中で、わが埼玉県が全国に魁けて、立派な近代的設備を持つ文書館を建て、今日開館の運びに至ったことは、県民の一人として誠に喜ばしい限りである。又歴史学の研究に携る者としても、この文書館の建設に深い理解を示していた栗原知事や県議会の議員諸氏、それにこれまでにこぎつけられた関係方面の方々の努力に対して心からなる感謝の意を表したいと思う。

この文書館には、御承知の方もあろうと思うが、地方史料としては、現在大里郡甲山村の根岸家文書と入間郡平山村の平山家文書その他が寄託されており、県立図書館で目録もガリ版で印刷されているし、明治以来の行政関係文書も、これまで県庁の地下倉庫や議会図書館で眠っていたものが、今度文書館に移管される事になり、その中で教育関係の公文書については、教育委員会から「埼玉県教育関係公文書目録」が出されている⁹⁾ので、まもなく一般の利用にも供せられる事になると思う。

文書館への期待

最後に一言お願い。立派な建物ができただけで、文書館ができ上ったと考えるわけにはいかない。全国に魁けてできたこの文書館が、これからできてくるであろう全国の文書館或は史料館の一つの良きモデルになるためには、一にこれから運営と活用にかかると思っている。何としても文化事業というものは、一見無駄の様に思はれる費用のかかるものである。折角知事の理解によって作った仮に是非を入れていたゞき、文書館の運営が円滑になる様当局にお願いすると共に、図書館長以下文書館員の方々にも、今この出発点に立った意気込みをそのまま、続けて、他県の保存の仕事をも引っ張って行く位の気概を以て活動していただきたいと思う。

-
- 1) 全3巻。『埼玉県史』編さんとともに調査で収集された地誌・紀行・系図・寺社縁起などを収録。
 - 2) 文書館で写真複写により収集、埼玉県でも閲覧が可能となっている。
 - 3) 文部省史料館。現国文学研究資料館史料館。
 - 4) 『近世庶民史料所在目録』1~3(日本学術振興会、1952~55年)。4429件を収録。
 - 5) 昭和13年設立。近衛家の古文書・典籍・美術工芸品約20万点を所蔵。京都市右京区。
 - 6) 森末氏の勘違いであろう。山口県文書館は諸外国の文書館制度の研究の上にたって構想され、昭和34年に条例設置された。図書館と同じ建物だが、文書館の開館にあわせて新書庫も増築されている。
 - 7) 図書館を増築、史料課を新設した。現在は長崎県立長崎図書館郷土課。
 - 8) 実際には、県公文書・県史編集室収集資料・県立図書館所蔵郷土資料等を保存活用する機関。昭和47年県立図書館併設(文化資料部)で開館。平成5年、神奈川県立公文書館に機能を引き継ぎ閉館。
 - 9) その後、文書館から『埼玉県行政文書件名目録 学務編』I~IIIが刊行された。